令和８年３月９日

東日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

有料道路における障害者割引制度の見直しについて
～親権者等のETCカードの登録を可能とする年齢範囲を変更します～

有料道路における障害者割引は、通勤、通学、通院等の日常生活において、有料道路をご利用される障害者の方の自立と社会経済活動への参加を支援するため、全国の有料道路事業者において統一的に実施しています。

ETC無線通行による本割引の適用に当たっては、本人名義のETCカードを事前登録することを要件としておりますが、未成年で重度の障害をお持ちの方で本人以外の運転による本割引の適用を受け、かつ、本人運転による本割引の適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードの登録が可能となっています。

他方、令和４年４月施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられたものの、依然として、クレジットカード会社の発行要件により、成年年齢に達していても高校生であることを理由に、ETCカードが発行されないという状況が多くみられるところです。

このような状況を踏まえ、親権者その他の法定代理人等名義のETCカードの登録を可能とする年齢範囲の変更を行います。

１　変更日　令和８年４月１日（水）
※令和８年４月１日（水）以降に申請するものが対象となります。

２　変更概要（詳細は別紙のとおり）
- ETC無線通行により本割引の適用を受けようとする場合、障害者本人名義以外のETCカードの登録を可能とする範囲を対象障害者が18歳未満の場合から20歳未満の場合に変更します。
- 本変更後に本人以外で登録可能な名義は、親権者若しくは親権者に準ずる方（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれらのいずれかに該当していた方を含む。）又は未成年後見人（対象障害者が成年に達する誕生日の前日にこれに該当していた方を含む。）、成年後見人、保佐人若しくは補助人とします。

３　注意事項
- 本措置の適用対象は、従前と同様に、重度の障害をお持ちの方であり、本人以外の運転により割引適用を受け、かつ、本人運転による割引適用を受けない場合に限ります。
- 本人以外の名義のETCカードを利用する場合で、手帳に記載されている割引有効期限が当該障害者の方の20歳に達する誕生日を超えて設定されている場合は、20歳に達する誕生日までがETC割引有効期限となります。

・この場合で、20 歳に達する誕生日後も引き続き ETC での本割引の適用を受けようとする場合は、本人名義の ETC カードに切り替えの上、再度 ETC 利用申請を行っていただく必要があります。

【お問い合わせ先（お客さま専用）】

ＮＥＸＣＯ東日本お客さまセンター（24 時間）

TEL　0570-024-024（通話料有料）　　または　TEL　03-5308-2424（通話料有料）

メール　https://www.e-nexco.co.jp/contact/contact.html

ＮＥＸＣＯ中日本お客さまセンター（24 時間）

TEL　0120-922-229（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は　TEL　052-223-0333（通話料有料）

メール　https://highwaypost.c-nexco.co.jp/sys/inquiry/entry/agree

ＮＥＸＣＯ西日本お客さまセンター（24 時間）

TEL　0120-924-863（フリーダイヤル）

フリーダイヤルをご利用になれない場合は　TEL　06-6876-9031（通話料有料）

メール　https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/

首都高お客さまセンター　（24 時間）

TEL　03-6667-5855（通話料有料）

メール　https://shutoko.my.site.com/inquiry/s/

阪神高速お客さまセンター　（24 時間）

TEL　06-6576-1484（通話料有料）

メール　https://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/otoiawase/contact.php

ＪＢ本四高速　お客さま窓口（9:00～17:30）

TEL　078-291-1033（通話料有料）

メール　https://www.jb-honshi.co.jp/customer_index/contact/